

平成 23 年度 第 11 回安城市定例教育委員会会議録

日 時 平成 24 年 2 月 2 日 (木) 午後 1 時

場 所 安城市北部給食調理場 会議室

出席した委員 鳥居勇夫 委員長

大見 宏 委 員

榎原ちさと 委 員

船尾恭代 委 員

本田吉則 教育長

出席した職員 石川義彦 教育振興部長

都築昭彦 生涯学習部長

岩月隆夫 生涯学習部次長兼生涯学習課長

平岩八尋 総務課長

杉山春記 学校教育課長

岩瀬慎次 給食課長

岩間純子 子ども課主幹

早川雅己 体育課長

加藤喜久 中央図書館長

杉浦講平 文化財課長

加藤 勉 総務課課長補佐

傍 聴 者 なし

開 会 午後 1 時

日 程

第 1 前回会議録の承認

平成 24 年 1 月 12 日開催の定例教育委員会会議録を
承認

平成 24 年 1 月 12 日開催の臨時教育委員会会議録を
承認

第 2 委員長、教育長等の報告

<委員長>

1 月 12 日 臨時教育委員会

1 月 26 日 学校保健大会

<教育長>

- 1月13日 スカウト連絡協議会新年会
1月15日 後藤正孝凱旋ピアノリサイタル
1月16日 十日会
1月17日 魅力ある学校づくり事業第2次審査
1月18日 定例校長会
指導員研修会
1月19日 新美南吉生誕100年関連依頼（半田市）
西三河家庭教育推進運営協議会（岡崎市）
1月20日 「かがくのひろば」開会式
1月21日 新田小学校30周年記念式典
1月22日 スポーツ観戦推進事業（サッカー）開会式
1月24日 交通安全祈願祭
ふれあいネット事業連絡協議会
1月26日 学校保健大会
1月27日 市幹部会
1月28日 青少年健全育成推進大会並びに家庭教育講演会
1月31日 三河部都市教育長協議会（岡崎市）
2月 1日 市部課長会
スクールガード実行委員会
中心市街地拠点施設計画推進委員会
以上に出席しました。

第 3 議題

第10号議案 安城市教育委員会表彰について

第10号議案について総務課長説明する。

鳥居委員長：いずれも表彰規定に該当するということですね。

総務課長：そうです。

（全員異議なし了承）

第11号議案 平成24年度学校教育の指導方針について

第11号議案について学校教育課長説明する。

鳥居委員長：学校教育の指導方針は、内容があまり変わっていないようですが、基本的には愛知県教育委員会が示した案があるのですね。

学校教育課長：はい。

鳥居委員長：総合学習の時間は、中学校では年間何時間予定されていますか。

学校教育課長：新学習指導要領への移行期間が3年ありましたが、それ以前の学習指導要領では、中一が70から100時間、中二が70から105時間、中三が70から130時間というように幅があり弾力的な運用が可能になっていました。移行期間後の来年度から実施される時間数は、中一が50時間、中二・中三が70時間となり、最大値で比較してみるとおよそ半分くらいの時間数になっています。

鳥居委員長：総合学習の時間を減らしていますが、こういう方針をたてる人には、いい点数をとる子は非常によく勉強をしていい子だという発想があるようです。しかし、このような授業の成果が出るにはもう少し時間がかかると思いますし、物事を総合的に考えるということで、非常に大切な時間であると思います。ですから、総合学習の時間をもっと充実すると、子どもが社会人になったときにいいのではないかと思います。進路指導や大学入学などを考えた場合には、点数がそれないと困るということで短期的に答えが出るようなことをしなければならないということもあるかもしれません、社会に出てから将来どのような仕事ができるのかということを考えるうえでも、このような時間をあまり減らしてほしくないと思います。

ただ、いまの時代的な流れからいくと、学力が落ちてきたのはこのせいだ正在議している人がいるぐらいですから、やむを得ないかなと。そんな意見をもっています。

船尾委員：全体として、とても良くなっているという印象を持ちました。たとえば生徒指導において自己有用感や自己決定力を高める指導というのは必要なことですし、環境教育の中に「持続可能な社会の構築」という言葉が入っていますが、とても大事なことだと思います。他の細かい点も含めて、いろいろなところでわかりやすくなっていると思います。

総合的な学習の時間に関しては、生活科も含まれると思いますが、鳥居委員長の意見に同感です。ゆとりの時間にしたから基礎学力が下がったと言われていますが、違うと思うんですね。フィンランドとか

スウェーデンなどの北欧の国は、教科教育をたくさんやっているわけではなく、こういう時間ですよね。ただ、文化の基本が違うということがありますよね。たとえば家庭で子ども用に置かれている本の数が平均すると500冊くらいあるそうです。わたしは子どもの本が好きだし、子どもが小さいころの本や学生時代に集めた本ができるだけ捨てないようにしてきましたが、それでも500冊はないと思います。どなたか絵本の研究家の方がおっしゃっていたのですが、そういう文化の奥深さというもの、そういう土壤があって、その上にゆとり教育とかそういうものがあるという話を聞いたことがあります。そのあたりが日本では事情が異なるため、いまゆとり教育が攻撃されているのかなとは思いました。でも、だからといって、この時間数を減らせばいいというのはおかしいなと思います。

鳥居委員長：PISA試験で日本の国別の順位が落ちたということを言われていますよね。試験の内容が今までの日本の教育に合っていたものから変わってきて、ヨーロッパの人たちが有利になるような試験問題が増えたというように言った人があると聞いたのですががどうなのでしょうか。試験なんてどこを試験するかによって随分違うんですね。特に点数だけをみると、試験問題の出し方によって違う結果がでるような気がします。でも、先ほども申しましたように、社会人になってからどのように子どもたちが才能を出していけるかということは大事であると思います。

船尾委員：本当の意味での生きる力、人間としての生きる力ということですね。

教育長：総合的な学習の時間が減少し、他の教科にとられてしまったということはありますが、一方で、総合学習の時間の重要性は変わらないということと教科と関連づけて総合学習の時間を有効に使うという趣旨はあります。わたしも総合的な学習の時間が減少するということは残念だとは思っているのです。ただ、学校や教師に任された時間なのですが、特に中学校はあまり有効に使ってなかったということはありました。総合的な学習の時間のアンケートをとっても、中学校ではむしろあまりいらないという率が高かったのですが、それは使い方の問題があったということで、任された時間を十分活用できなかつた現

場については非常に残念だと思いますね。しかし、基本の学習指導要領上においての総合的な学習の時間というのは、やはり生きる力を育てるという重要な場であるということは理念として変わっていませんし、時間数の削減はありますが、教科との関連をつけて有効に使ってほしいという趣旨があるのです。

大見委員：各論の項目の名称は、こういうものをこういう形でやっていくというものが何かあるのですか。学校経営、教科・学習指導、道徳教育というようにいろいろとあるのですが、どういう理由でこの項目立てになったのでしょうか。

学校教育課長：特に主だった観点ということであげさせていただいているものです。

教育長：基本的には、学校の経営案の見出しに沿ったものです。

鳥居委員長：「キャリア教育」という言葉が出てくるのですが、これは具体的にはどのようなことを念頭においている言葉なのでしょうか。

学校教育課長：近年盛んにこの「キャリア教育」という言葉が使われています。「職業教育」という訳が一番いいのかどうか定かではありませんが、要は卒業後の将来・職業を見据えた小学校段階、中学校段階での教育という捉え方をしています。

大見委員：おととい北中学校で、1年生のうちからいろいろな職業人の仕事の話を聞いて、2年・3年の間に自分の進路を考えるきっかけとする趣旨で職業講話会というものをやっていたのですが、そのようなものと考えたらいいんですね。中学であれば3年間を通して将来を考えることで、非常にいいことだと思います。ただ、講師として地元の人を集めなければいけないため、なかなか難しいようです。そのため、地元以外の人もけっこう来ていました。

大見委員：人権教育についてですが、人権教育は特別活動と少し関連してくるのかなと思っています。集団の中で生きていくということで、人権を尊重しながら生きていかなければならぬという関連があるのかなと思うのです。ただ、わたしが以前から言っていることは、その中に法律を守るという精神、法教育という観点からの捉え方もあるっていいのではないかなということです。最近では一般市民が法に関わる、あるいは裁判に関わるという場面がかなり増えてきました。ですから、

中学生くらいから、あるいは小学校からでもいいのですが、人権感覚を身につけるということ、集団の中でどのように生きていくかということに関連して何が必要かということになると、やはり法律というものがあるって、集団の中の規則というものを守っていくという精神を養っていく必要があるのではないかと思っています。人権教育の中に入っているとは思いますが。

大見委員：いじめ・不登校に対する指導の5が生徒指導の5に行くと書いてあるのですが、要するに、この5が生徒指導の4のあとにそのまま移るという意味ですか。

学校教育課長：いじめ・不登校に対する指導の5の部分を生徒指導の最後のところに追加させていただいたということです。

榎原委員：重点項目がたくさんあってすごく大変だと思うのですが、総合的な学習の時間のことについていいますと、うちの子供たちも中学校で3年間総合的な学習をやっているのですが、先生によってやることが違ったり、1年だけのものであったりとかで、何をやっていたのかわからないということを言っていました。ですから、学校としての方針、柱みたいなものがもっとしっかりとすればというか、そういう核みたいなものがあれば、いろいろなことがもっとうまく機能していくのではないかと思いました。子どもたちが本当に興味を持てるようなことは、その子によって違うと思うのですが、どこかでたくさん見つけられるような学校になってくれるといいなと思います。

教育長：榎原委員のお話は、具体的な指導として、各学校に今後伝えて指導していきたいと思います。やはり、活かし方が学校現場に任せている状況なので、それを本当に活かすような形で使ってほしいなと思います。

第12号議案 平成24年度幼稚園の指導方針について

第12号議案について子ども課主幹説明する。

船尾委員：幼稚園運営の1に関わることですが、親からの相談、親に対する対応というものがとても求められているのかなと思います。クレーマーみたいな親でも話をよく聞いてみると、知らなかつたりとかわからなかつたりすることがあるためにそうなっている場合があると思うので、親に対する対応をとても細やかにしてくればいいと思いま

す。以前ですと地域で親を育てる人たちがいたかと思うのですが、今は親を育てる人たちがいないですよね。自分が親になって初めて親であるというような状況です。しかも、子育てに関わっている人々は多いので、地域にそういう場がないと、結局、求められるのは幼稚園だったりするわけです。先生方も子どものことだけで手一杯だとは思いますが、ぜひ親も育てるつもりで、親育てといいますか、子どもを育てている人を育てる、そういう感覚を持ってくださるといいなと思います。

子ども課主幹：各園で、やはり保護者の理解を得ないいろいろなことが進んでいきませんので、そういうことも含め、きめ細やかに対応していると思います。クレーマーみたいな人もいないわけではないので、そういう方に対しては、周りの人に迷惑をかけないように、園長がきちんと対応するようにしております。

教育長：今のことに関連しますが、幼稚園の役割として船尾委員が言わされたような子育て支援といいますか、教育相談的な部分については、毎日迎えにきている幼稚園の親御さんとのコミュニケーションを大事にしたり、相談活動を受け入れたりして、できる限り親の悩みを先生たちが受け止め、相談ができる、そうあってほしいなと思います。若い先生が多くなっていると思うのですが、ベテランの母親も兼ねている先生や親を経験している先生が独身の若い先生たちにもいろいろ伝えたり、独身の先生方も子どもたちの特性やそういうものを十分勉強していただいたらしくして、親の相談に乗れる、そういう先生になってほしいですね。そうでないと、保育園と幼稚園の棲み分けがなされなくて、飲み込まれてしまうというところがあると思います。

大見委員：幼稚園がどこまで踏み込むかという問題があるとは思いますが、子どもに対する虐待のような問題について幼稚園としてどういうふうに関わっていくか、どういうところでそういうものを防いでいくかということについても、方針というか、何かそういったものを少し入れた方がいいのかなと思います。最近そういうことが多いくて、気が付かないで終わってしまったり、あるいは気が付いて児童相談所にそのような報告をするということがあるのですが、そのあたりも、園児の指導や園の運営とは観点が少し違うのかもしれません、やはり

子どもを守るという立場から、そこに関わっている保育園・幼稚園として、何かそういったものも少し入れた方針のようなものを立ててもいいのかなと思います。難しいとは思いますが。

子ども課主幹：虐待がないわけではないので、そういうときには児童相談所とかと連携をとりながらやるという方向はあります。やはり、先ほどのお話もあったように、親も指導するというか、親の支援をしていく中にこういうことも含めて指導していく方向ではあると思います。

鳥居委員長：虐待は、子どもたちに関して非常に問題になっています。

幼稚園だけの問題なのか、保育園との間に区別があるのかというと、それはありません。ただ、子どもの体全体を見ることができるという点では幼稚園、保育園の人が一番見られるんですよね。親御さんは虐待を隠すという方向でやってきますので、非常に難しい扱いになると 思います。

第 4 報告事項

(1) 平成24年度給食実施計画について

報告事項（1）について給食課長説明する。

（質疑なし）

(2) 平成24年度市民公募文化事業の選定結果について

報告事項（2）について生涯学習部次長説明する。

鳥居委員長：各団体にお金が出ますが、その使用範囲には何か制限がありますか。

生涯学習部次長：使用的範囲に制限については、あまり難しい内容はありません。たとえば、資料の番号1番の和太鼓「鼓安楽」に委託料を出していきますが、基本的には、安城市民会館のサルビアホールで開催されると40万円まで、安城市文化センターのマツバホールを使われた場合には20万円までの委託料を出していくという取り決めがあります。

鳥居委員長：その他の制限はないんですね。

生涯学習部次長：そうです。

(3) 平成24年度1期スポーツスクール及びスポーツ教室の開催内容について

報告事項（3）について体育課長説明する。

(質疑なし)

(4) 平成23年度特別図書整理結果について

報告事項(4)について中央図書館長説明する。

大見委員：中央整理室というのはどういうところですか。

中央図書館長：中央整理室は、1階開架スペースの正面ゲートから入った右側カウンターの裏手にある部屋です。電動書庫があり、蔵書があります。そこでは、公民館へ行く本などの配本・区分けといったことを行っており、いわゆる作業スペースとして使用しています。

大見委員：ということは、そこには一般の人は基本的に入れないということですね。

中央図書館長：一般の方は入ることができません。

大見委員：そこで不明な本が出るということは、どういうことなのでしょうか。

中央図書館長：いろいろなケースが考えられます。たとえば、職員が本を持っていって調べる場合には、貸し出し処理をしませんので、そういういたケースが考えられるのではないかと思います。

大見委員：ここは不明の率が6.287パーセントで、ちょっと数字が突出していますよね。ですから少し気になるのですが。

中央図書館長：他にも、蔵書点検のときには、職員がICタグをつけてある本にアンテナと呼んでいる機械から電波を飛ばして、その情報を読み取ることで確認しますが、たとえば本が書棚の後ろ側に落ちてしまっている場合など、電波が届かなくて読み取りができないケースもあります。入念にチェックをするのですが、スチール棚の場合と、鉄の部分で電波が吸収されてしまい、一番角の部分が読み取りにくくなる場合もあります。そういうたるものところで読み取れていない部分のある可能性があります。そのため、後で出てくる場合もありますし、資料の中央整理室の不明2の部分を見ていただきますと、今年度の不明が63であるのに対し、不明2つまり前年度に不明であったものからその後発見されたものを除いた数字が11となっており、極端に減ってきています。先ほど説明しましたとおり、職員が仕事上で使用していた本や落ちていた本がその後また書棚に戻ったというようなケース、次の年に点検したときにちゃんと電波を拾い、出てくるケ

ースもあります。そういう理由から、1年目の点検だけではなく、2年目もきちっと検査した上で、3年目にはじめて除籍手続きを取るというような段取りでやっています。

鳥居委員長：本が行方不明になったときの対応は除籍だけですか。それとも、その本を再度購入することもあるのですか。

中央図書館長：本の種類にもよりますが、貸し出し回数が多いようなものだと、再度購入する場合もあります。しかし、本は発売からすぐに絶版になるケースが結構ありますので、買えない場合も時には出できます。したがって、特に重要なケースだと、古本屋ですとかいろいろなところをあたって探す場合もあります。

閉　　会　　午後1時56分